

茨木市

いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

平成31年（2019年）3月



はじめに



わが国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策を推進した結果、現在、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、依然として年間2万人を超える尊い命が自殺で失われており、本市においても年間30～40人の方が自殺で亡くなられています。

本市では、平成22年度から自殺予防事業として、庁内の関係部署間での連携を強め、また、関係機関に協力いただき、自殺予防の啓発や自殺対策を担う人材の育成など、各種施策を進めてまいりました。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、「茨木市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、市民の皆さまが健康で生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことのできる、かけがえのないいのちを支え合うまちを目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、総合的に推進することとしています。

今後は、本計画のもと、国、府をはじめ、関係機関との連携をさらに強化した取組を進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、熱心にご議論いただきました自殺対策ネットワーク連絡会及び健康医療推進分科会の委員の皆さま、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年(2019 年) 3 月

茨木市長 福 岡 洋 一

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3

第2章 自殺の現状

1 自殺実態の分析にあたって	4
2 国・府の自殺の現状	5
3 本市における自殺の現状	6
4 本市における主な自殺の特徴	12

第3章 本市における自殺対策の取組

1 自殺対策の基本的な考え方	14
2 施策の構成	16
3 基本施策	17
4 重点施策	22
5 目標値	30
6 生きる支援に関連する施策	30

第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制	31
2 進行管理	32

資料編

1 生きる支援に関連する施策一覧	33
2 計画策定の経過	47

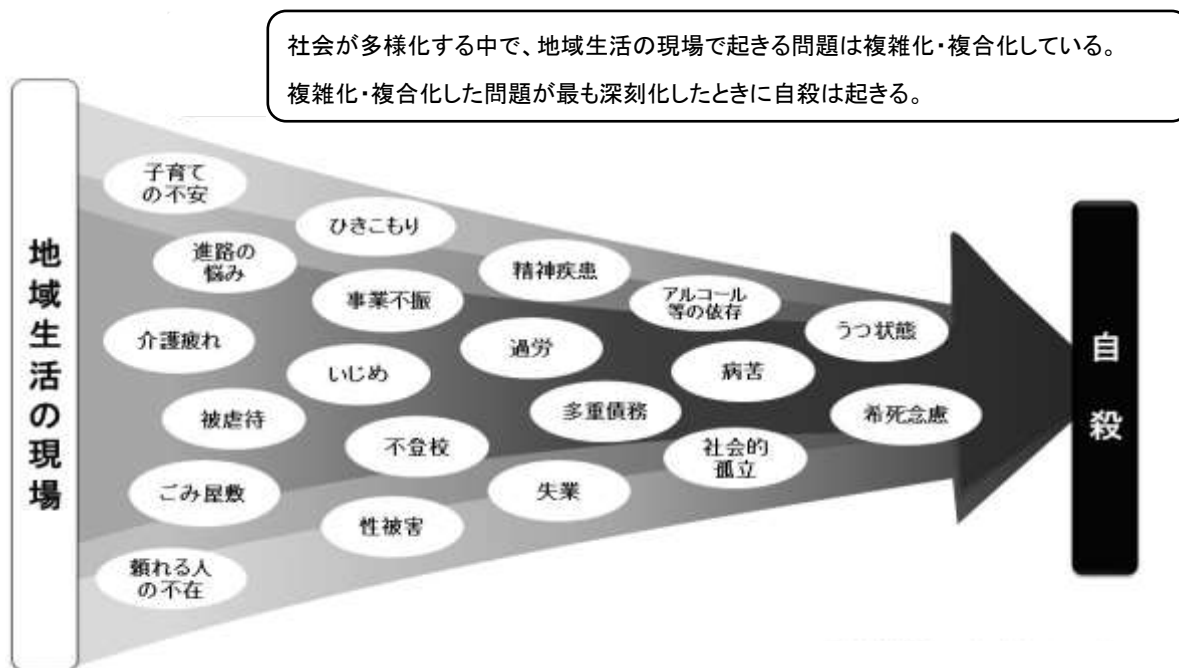
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、差別やいじめ、孤立などの様々な社会的要因があるとされています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという役割の喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況であることから、非常事態はいまだ続いています。このような背景を踏まえ、同法は施行から10年の平成28年に改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

図1 自殺の危機要因イメージ図



出典：自殺実態白書2013

2 計画策定の趣旨

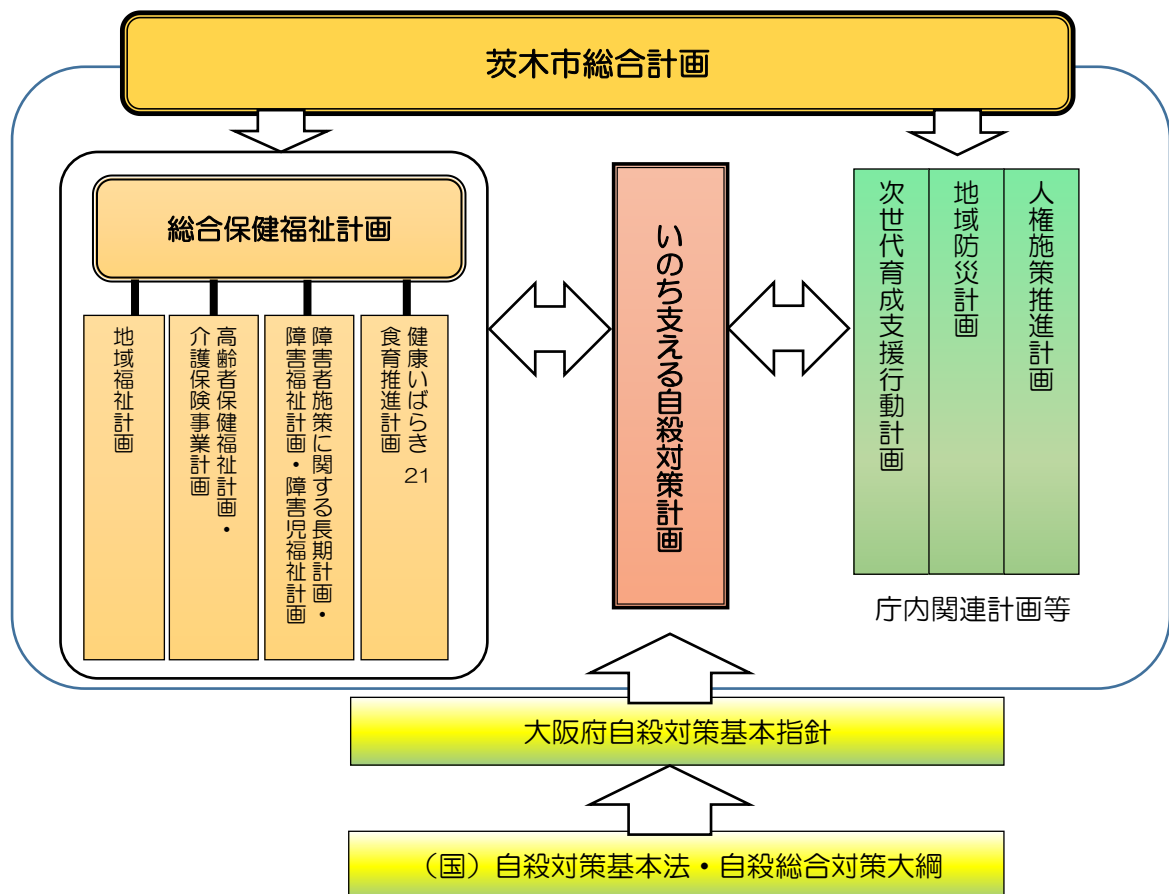
本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、平成22年2月に地域の関係機関や団体、庁内関係課を構成員とした「自殺予防対策ネットワーク連絡会」（平成30年7月から「自殺対策ネットワーク連絡会」に名称変更）を設置するとともに、様々な自殺対策を進めてきました。

この度、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項において、すべての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、これまでの取組を発展させる形で、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「茨木市いのちを支える自殺対策計画」を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくものであり、国の「自殺総合対策大綱[※]」や府の「自殺対策基本指針」をはじめ、本市の「総合保健福祉計画」を上位計画とする各分野別計画、庁内関連計画等とも整合性を図り、それぞれの施策と合わせた取組を推進します。

図2 各計画の位置付け・関連性



[※] 自殺総合対策大綱：
自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。

4 計画期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間とします。

第2章 自殺の現状

1 自殺実態の分析にあたって

実効性ある自殺対策を推進するには、自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため本市では、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」を使用し、自殺者数及び自殺死亡率[※]の2種類の値を参照しました。また、自殺総合対策推進センター[※]が各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル[※]」も活用し、本市の特徴を分析するなど、多角的な視点で現状把握に努めました。

警察庁「自殺統計」の資料については、発見日・住居地を用いています。図7～図13については、平成25年～平成29年の5年間のデータを用いています。

なお、「人口動態統計」と「自殺統計」には、以下の違いがあります。

	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
調査対象	日本における日本人のみ	総人口(日本における外国人も含む)
自殺者数の計上方法	死因が不明の場合、後日死亡診断書等の作成者からの報告がなければ、自殺として計上しない	死因が不明の場合、捜査等により、自殺であると判明した時点で、計上している
項目	詳細な状況の分類項目なし	「職業別」「原因・動機別」等の分類項目あり

■ グラフ・表の見方

グラフや表に比率を表示した場合には、小数点以下の端数が生じるため、割合の合計が100%に一致しないことがあります。

グラフや表中のN (Number of case) は、各集計に対する対象者数を示します。

※ 自殺死亡率：

人口10万人当たりの自殺者数を指す。

※ 自殺総合対策推進センター：

自殺対策基本法の改正を受けて、国の自殺対策を推進する中核的な存在として、国や自治体の施策と実践を支える役割をもつ。

※ 地域自殺実態プロファイル：

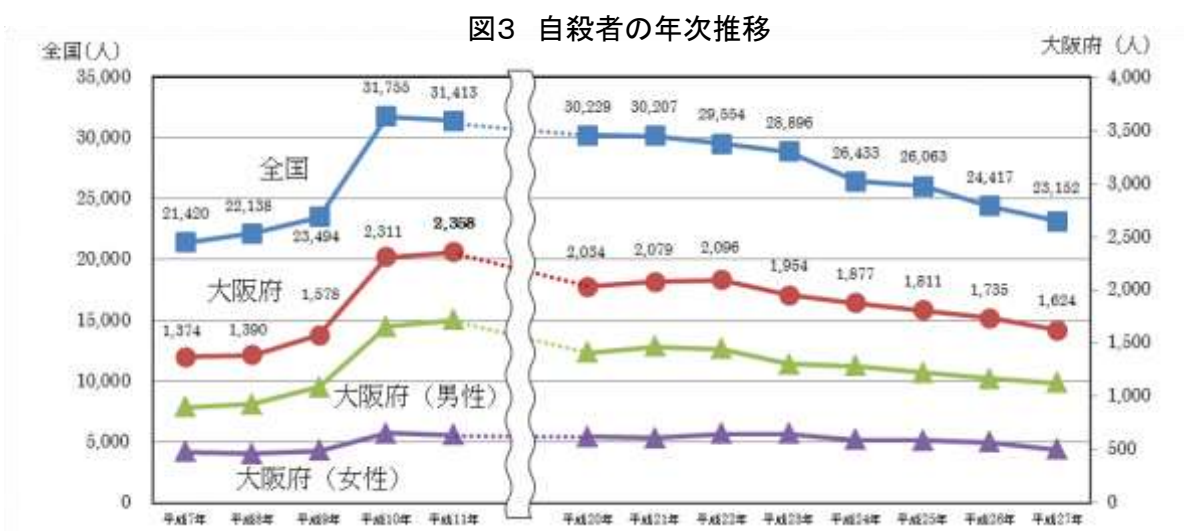
自殺総合対策推進センターにおいて、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性など地域の自殺実態を示した統計資料。

2 国・府の自殺の現状

(1) 国・府の自殺者数の推移

わが国の自殺者数は、平成9年から平成10年に急増し、3万人を超える状況が続きましたが、近年は徐々に減少傾向となっています。

府においてもほぼ全国に平行して推移し、平成23年より減少し始め、平成27年は1,624人となりました。



出典：厚生労働省 人口動態統計

(2) 府の年齢階層別の死因の状況

年齢階層別の死因では、39歳まで(国が定義する「若年層」)の死因の第1位が自殺であり、40～59歳においては、死因の第3位が自殺となっています。

表1 年齢階層別の死因順位の推移

年齢層	順位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
～39歳	1位	自殺 (32.59%)	自殺 (36.44%)	自殺 (33.31%)	自殺 (33.46%)	自殺 (33.69%)	自殺 (32.22%)	自殺 (30.18%)
	2位	悪性新生物 (23.89%)	悪性新生物 (14.13%)	悪性新生物 (13.75%)	悪性新生物 (14.20%)	悪性新生物 (15.72%)	悪性新生物 (14.60%)	悪性新生物 (15.43%)
	3位	不慮の事故 (12.00%)	不慮の事故 (12.67%)	不慮の事故 (11.46%)	不慮の事故 (11.60%)	不慮の事故 (11.63%)	不慮の事故 (10.44%)	不慮の事故 (12.07%)
40～59歳	1位	悪性新生物 (40.57%)	悪性新生物 (38.33%)	悪性新生物 (39.46%)	悪性新生物 (39.62%)	悪性新生物 (38.67%)	悪性新生物 (38.34%)	悪性新生物 (38.49%)
	2位	心疾患 (13.57%)	心疾患 (13.98%)	心疾患 (13.85%)	心疾患 (14.04%)	心疾患 (14.64%)	心疾患 (14.04%)	心疾患 (14.86%)
	3位	自殺 (11.55%)	自殺 (12.38%)	自殺 (11.73%)	自殺 (11.70%)	自殺 (11.21%)	自殺 (11.99%)	自殺 (11.67%)
60歳以上	1位	悪性新生物 (32.90%)	悪性新生物 (32.01%)	悪性新生物 (31.74%)	悪性新生物 (32.21%)	悪性新生物 (30.95%)	悪性新生物 (31.15%)	悪性新生物 (30.96%)
	2位	心疾患 (13.57%)	心疾患 (16.50%)	心疾患 (16.17%)	心疾患 (16.63%)	心疾患 (16.21%)	心疾患 (15.84%)	心疾患 (15.63%)
	3位	肺炎 (11.40%)	肺炎 (11.90%)	肺炎 (11.87%)	肺炎 (11.48%)	肺炎 (11.40%)	肺炎 (11.19%)	肺炎 (11.06%)

出典：大阪府自殺対策基本指針

3 本市における自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

自殺者数は、平成27年から減少していましたが、平成29年には再び増加しています。男女別でみると、男性の自殺者数が多くなっています。

表2 自殺者数

(単位:人)

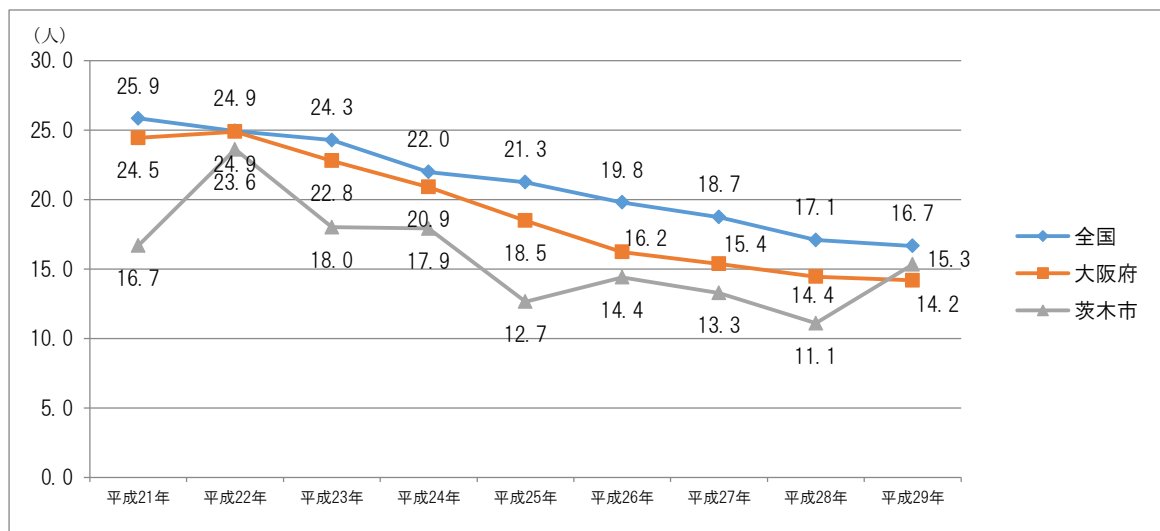
茨木市	平成25年～ 平成29年計	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
男	124	27	26	27	19	25
女	62	8	14	10	12	18
合計	186	35	40	37	31	43

資料：警察庁「自殺統計」

(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、国や府より低い状況でしたが、平成29年は府の自殺死亡率を上回りました。

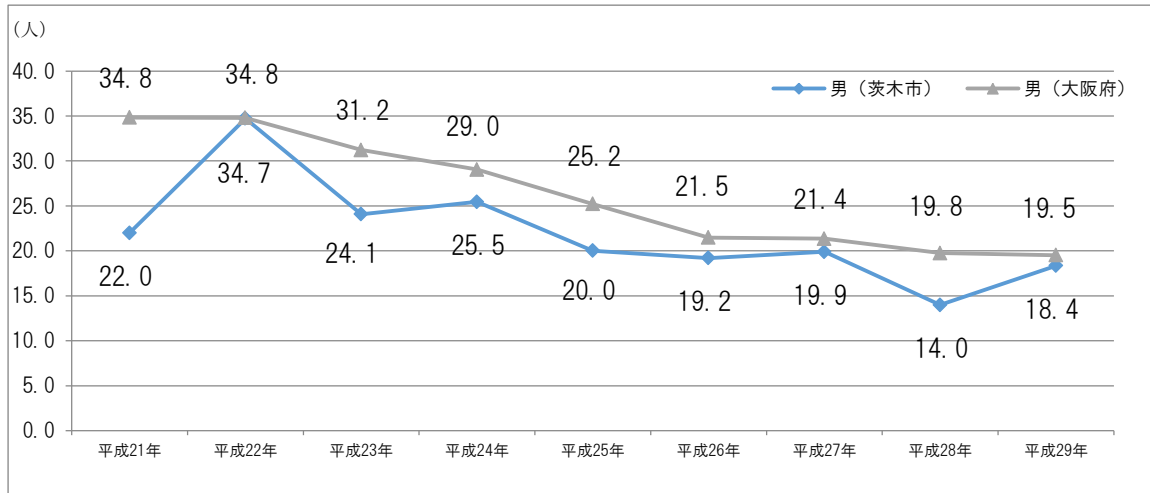
図4 自殺死亡率の推移



資料：警察庁「自殺統計」

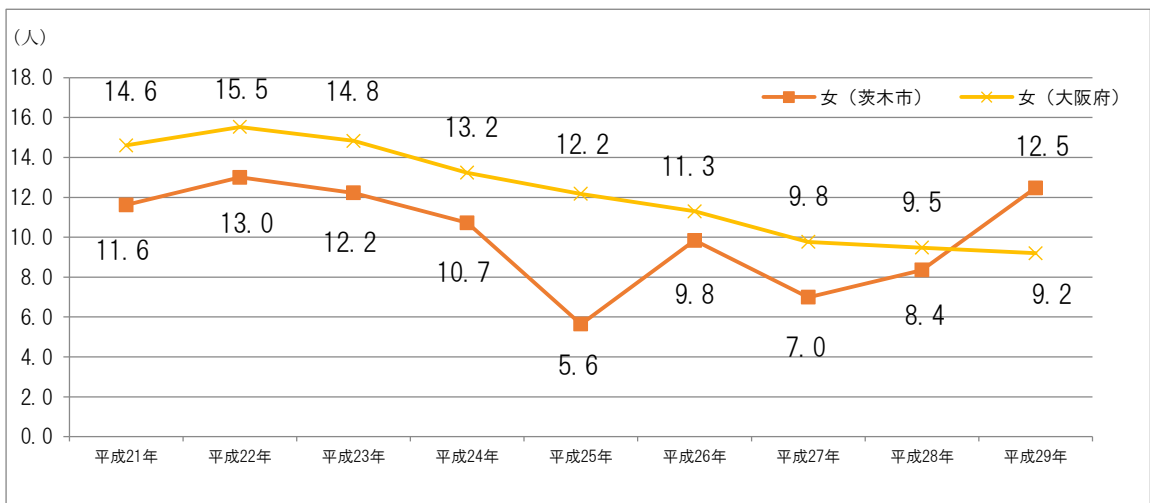
男女別の自殺死亡率では、男女とも平成21年から平成28年までは府の自殺死亡率より低い状況が続いていましたが、平成29年は女性の自殺死亡率が府を上回り、12.5となっています。

図5 自殺死亡率の推移(男性)



資料:警察庁「自殺統計」

図6 自殺死亡率の推移(女性)



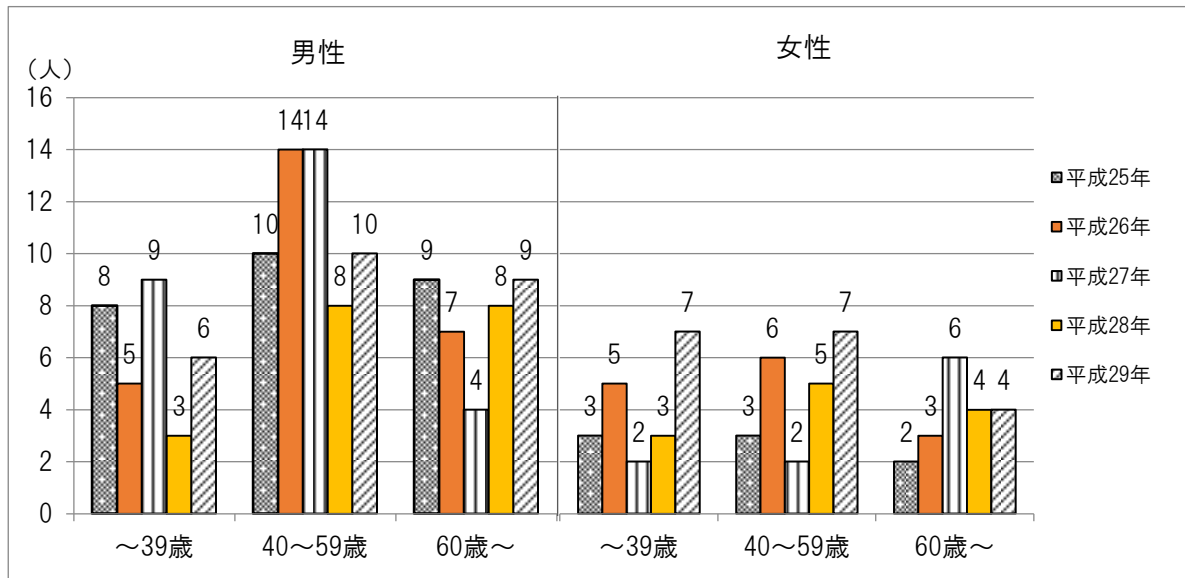
資料:警察庁「自殺統計」

(3) 年代別自殺者数・割合

年代別自殺者数は、年によりバラつきがあるものの、平成27年以降男性の60歳以上と女性の39歳まで、40～59歳において増加しています。

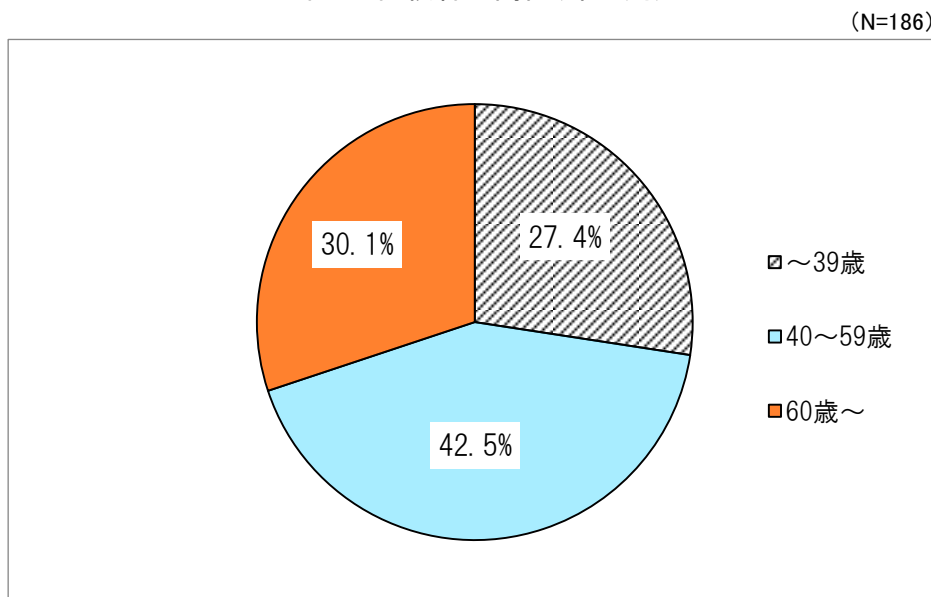
自殺者の年代別割合では、40～59歳が最も多く42.5%、次いで60歳以上では30.1%、39歳までが27.4%となっています。

図7 自殺者数(性・年代別)



資料：警察庁「自殺統計」

図8 自殺者の割合(年代別)

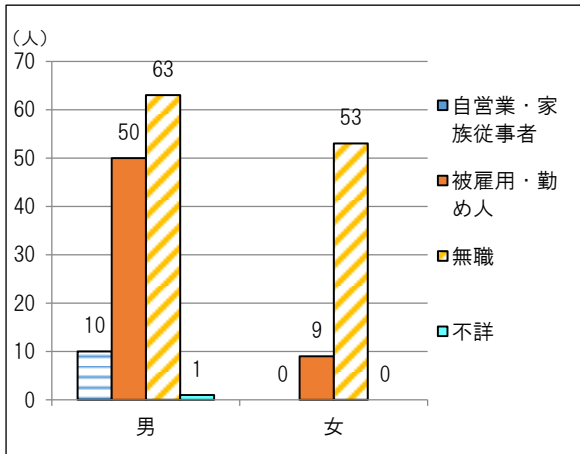


資料：警察庁「自殺統計」

(4) 職業別自殺者数

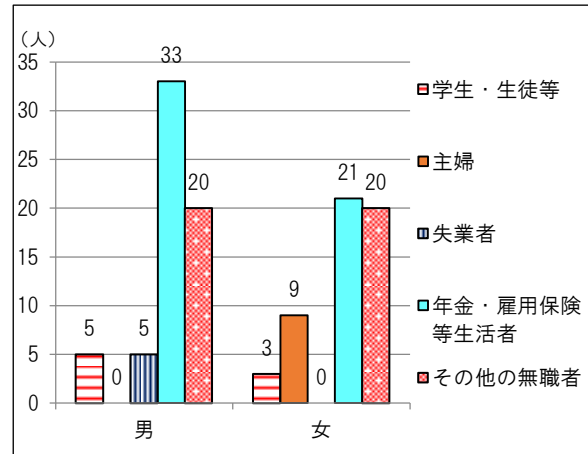
職業別自殺者数では、男女ともに無職が最も多く、次いで被雇用・勤め人となっています。無職者内訳をみると、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者*となっています。

図9 職業別自殺者数（性別）



資料：警察庁「自殺統計」

図10 無職者内訳（性別）



資料：警察庁「自殺統計」

(5) 有職者の自殺者数

有職者の自殺の内訳では、全体のうち被雇用者・勤め人の割合が85.3%となっており、全国と比べて高くなっています。

表3 有職者の自殺の内訳（性・年齢・同居の有無の不詳者を除く）

特別集計（自殺日・住居地 平成25年～平成29年）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	10人	14.7%	20.3%
被雇用者・勤め人*	58人	85.3%	79.7%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

*被雇用者・勤め人の合計は、表3は「自殺日・住居地」、図9は「発見日・住居地」のデータを使用しているため、統計の取り方の違いで、数値が一致しないことがあります。

* その他の無職者：

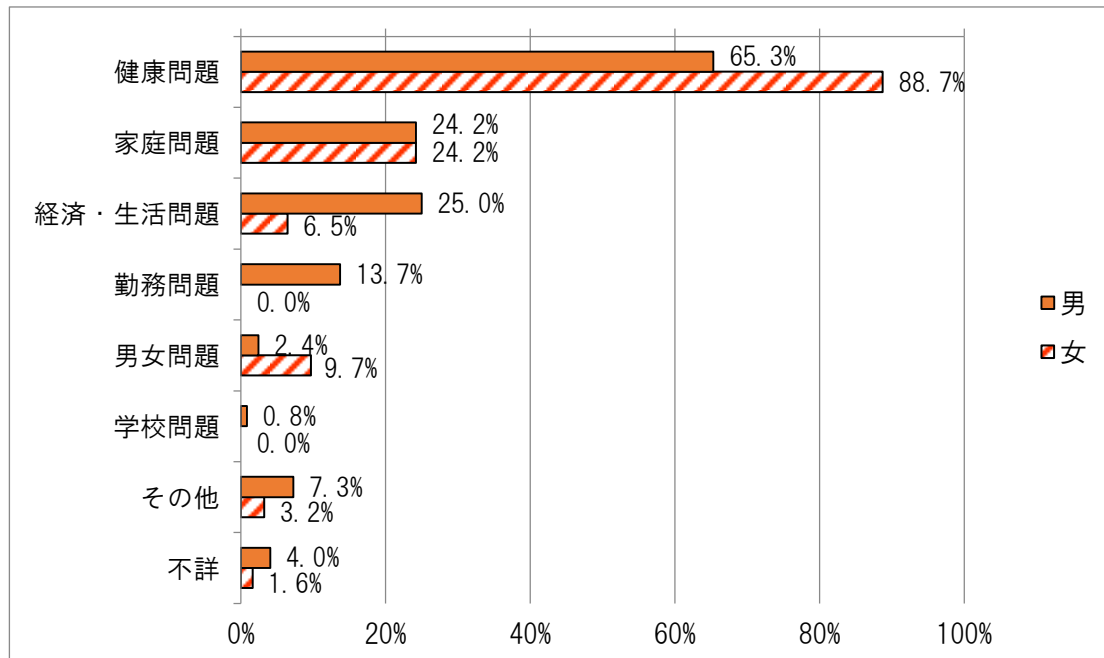
本計画では、学生・生徒等、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者のいずれにも属さないものを示す。利子・配当・家賃等生活者、浮浪者等が含まれる。

(6) 自殺の原因・動機

原因・動機については、男女ともに健康問題が最も多く、男性では経済・生活問題、家庭問題と続き、女性では家庭問題となっています。

図11 自殺の原因・動機の状況(性別)

(複数回答)



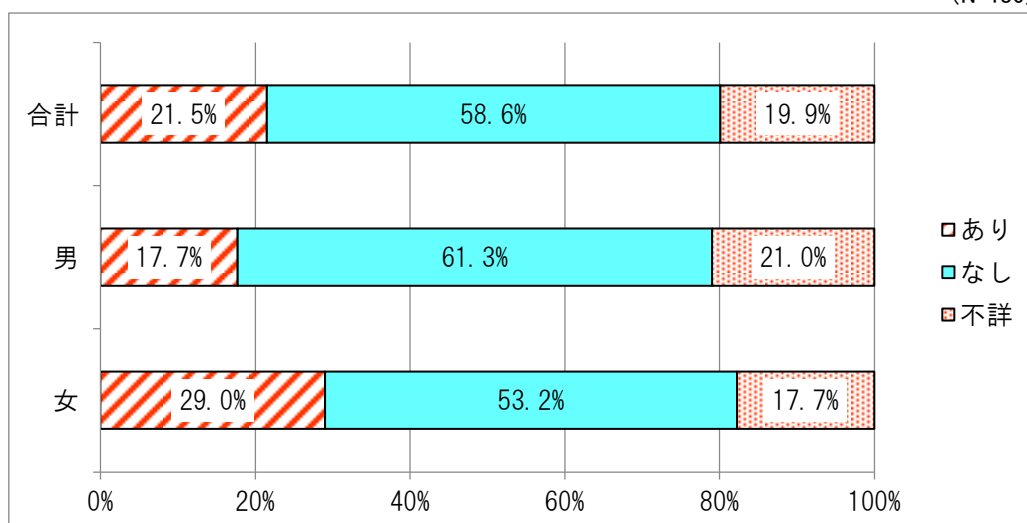
資料：警察庁「自殺統計」

(7) 未遂歴の有無

自殺者のうち、自殺未遂歴の有無をみると自殺未遂歴が有りの割合は 21.5% となっており、男女別でみると女性で 29.0% と高くなっています。

図12 自殺未遂歴の有無

(N=186)



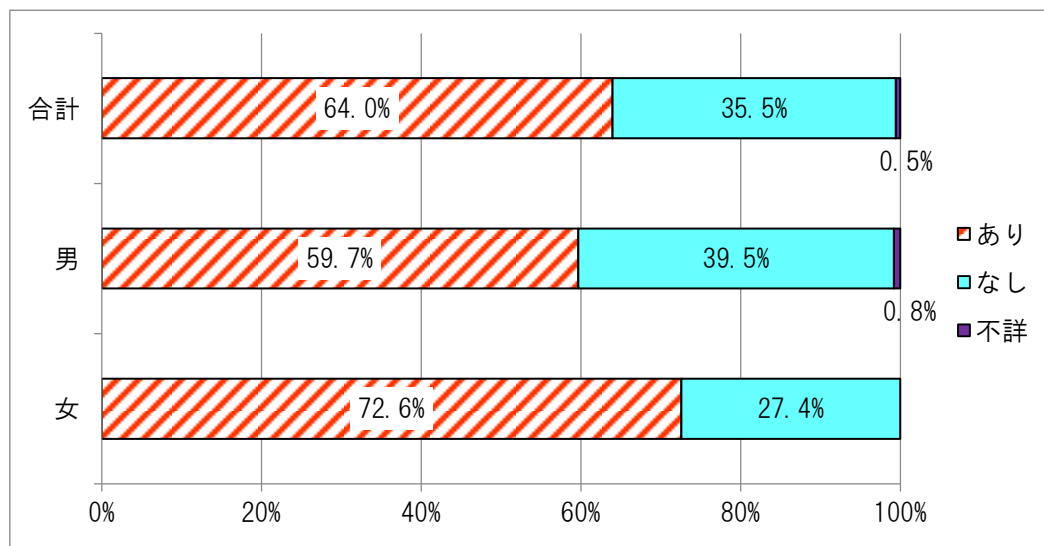
資料：警察庁「自殺統計」

(8) 同居人の有無

自殺者のうち、男女ともに同居人ありの割合が高く、男性では59.7%、女性では72.6%となっています。

図13 同居人の有無

(N=186)



資料：警察庁「自殺統計」

4 本市における主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの分析から、自殺者数の多い上位5区分が本市の主な自殺の特徴として抽出され、本市では「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」を重点的に取り組むことが推奨されています。

下表の「背景にある主な自殺の危機経路」には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因と、その連鎖のうち主なものが記載されています。

表4 本市の主な自殺の特徴

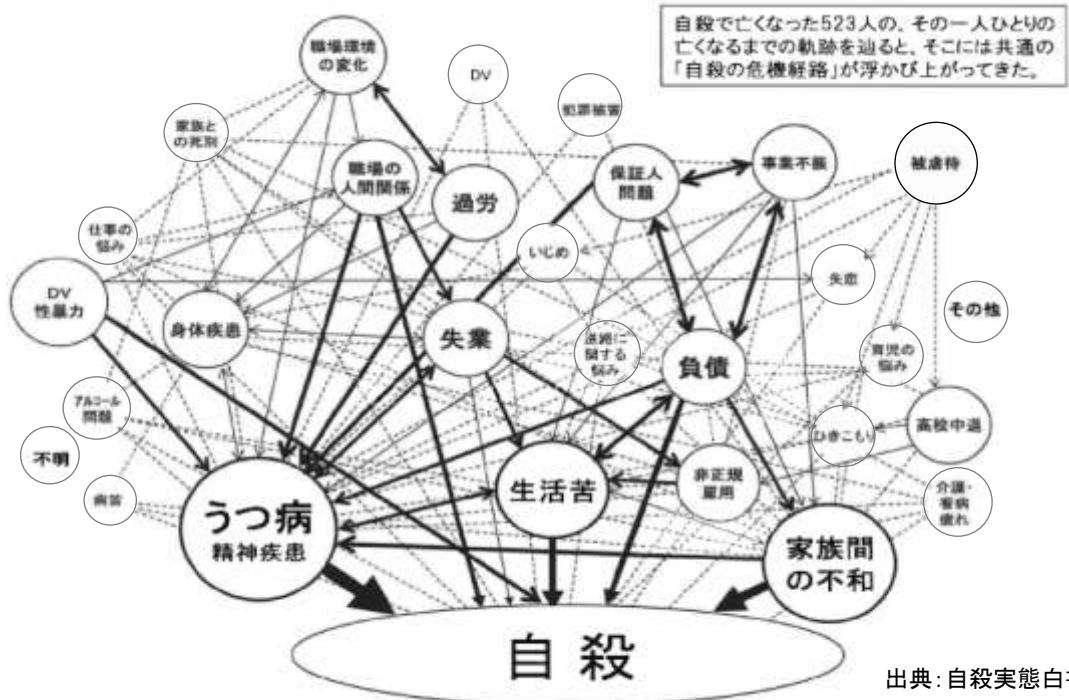
特別集計(自殺日・居住地 平成25年～平成29年合計)

上位5区分	自殺者数	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 40～59歳有職同居	23人	12.4%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	20人	10.8%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	16人	8.6%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	12人	6.5%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職独居	11人	5.9%	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」

NPO法人ライフリンク※が行った自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス(自殺の危機経路)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

図14 自殺の危機経路



出典:自殺実態白書 2013

※ NPO法人ライフリンク:

自殺対策、いのちへの支援に中心的に取り組み、自殺の実態調査等を行う団体。

【自殺の現状から見えた課題】

○年代別自殺者割合では、40歳～59歳が最も高く42.5%、次いで60歳以上が30.1%、39歳までが27.4%となっています。

○職業別の自殺者数では男女とも無職が多く、次いで、被雇用・勤め人が多くなっています。

○自殺の原因・動機では、男女とも健康問題が多く、男性では経済・生活問題、家庭問題が続き、女性では家庭問題となっています。

○本市の主な自殺の特徴から、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」を重点的に取り組むことが推奨されています。

以上のことから、本市においては「勤務問題」「高齢者」「生活困窮者」への対策を優先的に取り組む必要があります。

また、将来の自殺リスクを低減するためには、早い時期から支援に関する知識や情報を持ち、様々な要因に対処する方法や悩みを打ち明けられた時の対応等を身に付けることが重要であることから、「子ども・若者」への対策も同様に必要と考えます。

第3章 本市における自殺対策の取組

1 自殺対策の基本的な考え方

これまでの自殺の分析結果から取組を実施するにあたり、国の「自殺総合対策大綱」や府の「自殺対策基本指針」を踏まえて、次の5つの考え方に基づいて自殺対策に取り組みます。

- (1) 生きることの包括的な支援として取り組む
- (2) 関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する
- (3) 自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する
- (4) こころの健康問題を市民一人ひとりの問題として取り組む
- (5) 関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する

(1) 生きることの包括的な支援として取り組む

個人においても地域においても、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）より、「生きることの阻害要因」（失業や多重債務、生活困窮等）が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。

地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策と連携を強化して、総合的な対策を推進する

自殺に追い込まれそうな人が、地域で安心して生活を送れるように、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ[※]、依存症等、関連の分野においては、連携の効果を高めるために、各分野の関係者が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、国が提唱する地域共生社会[※]の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援

[※] 性的マイノリティ：

性的少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える人等が含まれる。

[※] 地域共生社会：

子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

制度[※]など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを推進する必要があります。

（３） 自殺対策の対応の段階に応じて、効果的な対策を推進する

自殺対策には、自殺やうつ等の精神疾患についての正しい知識の普及啓発など自殺の危険性が低い段階における事前対応、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する危機対応、自殺や自殺未遂が起きてしまった場合における事後対応などの段階があります。それぞれの段階に応じて、自殺のリスクを抱えた個人等への支援、地域の支援者や関係機関の連携による取組、さらには支援制度の整備等を通じて、様々な関係者の協力を得ながら、効果的な対策を推進することが重要です。

（４） こころの健康問題を市民一人ひとりの問題として取り組む

市民自らが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき適切に対処できるようにすることが大切です。

また、身近にいるかもしれないこころの問題を抱えている人のサインに早く気づき、その人に寄り添いながら話を聞き、精神科医等の専門機関につなぐとともに、専門機関と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組むことが重要です。

（５） 関係者の役割を明らかにし、関係者による連携・協働を推進する

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、国や府、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、一体となり自殺対策を推進する必要があります。

地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となり、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

[※] 生活困窮者自立支援制度：

仕事や生活で困っている生活困窮者に対して、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うもの。

2 施策の構成

本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成します。

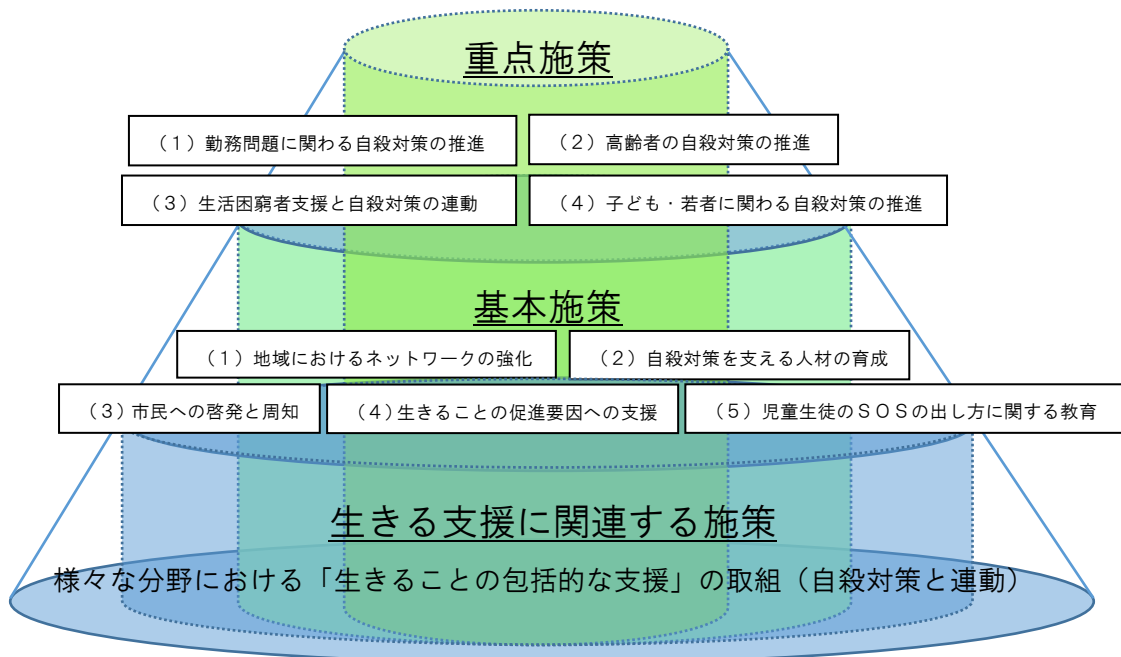
国の「市町村自殺対策計画策定の手引」において全市町村で実施することが望ましいとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、さらに、様々な分野における「生きることの包括的な支援」をまとめた「生きる支援に関連する施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」等、自殺対策を推進する上で欠かすことの出来ない基盤的な内容となっています。

「重点施策」では、本市における自殺リスク要因となっている過労や職場の人間関係等の勤務問題、自殺のハイリスク層になり得る高齢者や生活困窮者、さらに、将来の自殺リスクを低減するよう子ども・若者向けの対策に焦点を絞り、それぞれの対象に関わる様々な施策をとりまとめ、一体的かつ包括的な内容となっています。

最後の、「生きる支援に関連する施策」では、本市において既に取り組んでいる様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉えなおし、自殺対策とも連動させて推進していくように、まとめた内容となっています。

図 15 施策の構成イメージ



3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策推進の基盤となるのが、地域におけるネットワークです。自殺対策に特化したものだけではなく、地域に構築・展開されているあらゆるネットワーク等との連携を強化します。

取組	内容
庁内における推進体制の充実	○自殺対策推進会議において、様々な問題を抱えた人や家族等に対し、支援を多角的に行うことができるように、情報共有や関係課との連携を図ります。 (保健医療課)
関係機関との連携	○自殺対策ネットワーク連絡会において、庁内外の関係機関が支援を多角的に行うことができるように情報共有を図り、自殺対策の推進について検討します。 (保健医療課) ○救急活動における傷病者情報は、十分な個人情報保護措置を講じた上、自殺リスクに関する部分は医療機関や警察との連携を図ります。 (救急救助課)
特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	○生きづらさや課題を抱える市民に対し、関係課との連携を強化し、子ども・若者や障害者の自立支援、生活困窮に関する支援等の推進を図ります。 (相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、こども政策課、子育て支援課)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民も地域で自殺対策を支える重要な役割を担っています。そのため、ゲートキーパー^{*}の養成を兼ねた研修等を実施し、自殺対策を支える担い手、支え手となる人材を育成します。

取 組	内 容
ゲートキーパーの養成	○市民に対して、身近な人の異変に気づき、話を聞き、見守り、専門機関につなぐことができるように、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課) ○教育・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課) ○事業者、各種団体に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。 (保健医療課)
職員研修の実施	○自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなげるため、窓口や電話等で対応を行う職員に対し、研修を実施します。 (人事課)

^{*} ゲートキーパー：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の番人」とも位置付けられる。

(3) 市民への啓発と周知

自殺対策の体制が整っていても、市民への周知が不足していれば適切な支援を行うことができません。そのため、様々な機会を通じて相談機関等に関する情報提供を行うとともに、自殺対策への理解と関心を深められるように、講演会の開催、自殺予防週間[※]や自殺対策強化月間[※]での重点的な啓発等を実施します。

取組	内容
自殺に対する正しい知識の普及啓発	<p>○広報誌やホームページ等を活用し、こころの健康に関する正しい知識についての普及・啓発に努めます。 (まち魅力発信課、保健医療課)</p> <p>○自殺予防週間や自殺対策強化月間に、重点的な啓発活動を行います。 (人権・男女共生課、保健医療課)</p>
相談窓口の周知	<p>○悩みや不安を抱える人が気軽に相談できるように、こころの相談室や保健所等のこころの相談窓口について、広報誌やホームページ、チラシ等で情報を発信します。 (保健医療課)</p>
講演会等の実施	<p>○大学をはじめ様々な関係機関と連携して、こころの健康に関する講座や啓発イベントを実施します。 (人権・男女共生課、保健医療課、大阪府)</p> <p>○自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ、依存症等について、理解を深められるように講演会等を実施します。 (人権・男女共生課、地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、こども政策課、子育て支援課、大阪府)</p>

※ 自殺予防週間：

自殺対策基本法において、9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置付けた。国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開する事業を実施するよう努めるものとされている。

※ 自殺対策強化月間：

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けた。重点的な広報活動の推進等、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとされている。

(4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まるとされています。そのため、「生きることの促進要因」の強化につながるような、様々な取組を推進します。

取組	内容
自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	<p>○乳幼児をもつ親子を対象にしたつどいの広場や高齢者を対象としたサロン[※]、子ども・若者とその保護者を対象としたユースプラザ[※]等、地域において市民が集い、交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について相談できる場を提供します。</p> <p>(地域福祉課、相談支援課、保健医療課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課)</p> <p>○電話や面接等で、こころの健康に関する相談を実施し、必要な支援につなげます。</p> <p>(保健医療課、大阪府)</p> <p>○DV[※]やハラスメント[※]等について、悩んでいる人が安心して相談できる場の情報提供や、その人への支援ができるように、ゲートキーパーの養成等を行います。</p> <p>(人権・男女共生課、保健医療課)</p>
妊産婦への支援の充実	<p>○妊娠・出産・育児に関する相談を行い、産後うつ[※]等の予防やその対応について支援を行います。</p> <p>(保健医療課)</p> <p>○地域において安全・安心に子育てができるように、切れ目のない支援の強化を図ります。</p> <p>(保健医療課、子育て支援課)</p> <p>○妊産婦については、必要に応じて様々な関係機関と情報を共有し、早期に支援へつなげます。</p> <p>(保健医療課、大阪府)</p>

※ サロン：

地域において、交流・健康づくり・子育てなどを目的として、気軽に集まるための場。

※ ユースプラザ：

中学生から概ね39歳までの若者が、様々な経験や交流ができる居場所と相談窓口を備える。

※ DV：

ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

※ ハラスメント：

他者に対する発言・行動等が、本人の意思とは関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることを示す。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等がある。

※ 産後うつ：

出産後の女性に現れる抑うつ状態や情緒不安定な状態が、長引き、治療を必要とするもの。

取 組	内 容
自殺未遂者への支援	<p>○自殺未遂者等の自殺ハイリスク者及びその家族等からの相談を受け、継続的な支援を行うとともに、医療機関等と連携し、自殺の再発防止に努めます。</p> <p>(大阪府)</p>
遺された人への支援	<p>○NPO団体等、民間団体の相談や支援機関の周知に努めます。</p> <p>(まち魅力発信課、保健医療課)</p> <p>○継続的な支援につながるように、情報共有や関係機関との連携を図ります。</p> <p>(関係各課、大阪府)</p>

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策「子ども・若者に関わる自殺対策の推進」で取り組みます。(P28参照)

4 重点施策

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

ワーク・ライフ・バランス[※]の考え方のもと、勤務問題による自殺リスクを減少させるために、健康に働き続けられる職場環境づくりを促進し、企業や民間団体と連携しながら重点的に対策を行います。

取 組	内 容
勤務問題による自殺リスクの軽減	<p>○ワーク・ライフ・バランスの大切さについて広く周知・啓発に努めます。 (人事課、まち魅力発信課、商工労政課)</p> <p>○心身の健康を保つために、適度な運動や良質な睡眠をとることができるように、市民の健康づくりと連携した取組を行います。 (保健医療課)</p> <p>○市内の事業所を対象に認定制度を設け、ワーク・ライフ・バランスの推進や社内環境整備に向けた取組を実施します。 (商工労政課)</p>
職場におけるメンタルヘルス対策	<p>○ストレスの要因となる心理的な負担等を把握するために、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して支援を行います。 (人事課)</p> <p>○メンタルヘルス[※]に関する研修を行い、職場における身近な理解者を増やします。 (人事課)</p> <p>○長時間労働に対する指導や対応の実施、ハラスメントのない職場づくりを実現するために、労働者や経営者に対して、啓発資料の配布やセミナー等を開催します。 (人事課、商工労政課)</p> <p>○市内事業所等に対して、働きやすい職場づくりを促進するために、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めます。 (商工労政課)</p>

※ ワーク・ライフ・バランス：

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、若年期、中高年期といった人生の各階段に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

※ メンタルヘルス：

精神面における健康のこと。精神的健康、こころの健康、精神保健、精神衛生などと称される。

取 組	内 容
職場におけるメンタルヘルス対策	<p>○教職員の業務負担を軽減するために、小中学校に非常勤職員の配置、スクールカウンセラー※の派遣を通じた、児童・生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進等に努めます。</p> <p>(学校教育推進課)</p> <p>○教職員のキャリアステージに応じて、こころの病気やストレスへの対処法など自殺予防や関係機関と連携した自殺企図者への支援等について、資質向上のための研修の充実を図ります。</p> <p>(大阪府)</p>

※ スクールカウンセラー：

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応するとともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職。

(2) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、病気をきっかけに孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあるため、高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めます。

取組	内容
高齢者の居場所づくり	<p>○仲間づくりや健康保持など地域における自立した生活を支えられるように、コミュニティデイハウス[※]事業等の整備を図ります。 (長寿介護課)</p> <p>○いきいき交流広場[※]の新規拡充を図り、高齢者の閉じこもり対策や介護予防の取組を行います。 (地域福祉課)</p> <p>○大規模災害時に、要配慮者が避難所等で安全・安心な生活を確保できるように支援します。 (危機管理課、市民生活相談課、地域福祉課、相談支援課、保健医療課、長寿介護課)</p>
高齢者の社会参加の促進	<p>○高齢者活動支援センター[※]を中心に、高齢者の就労支援や社会参加、活躍の場を提供します。 (地域福祉課、長寿介護課)</p> <p>○多世代交流センター[※]をはじめとした、各種団体が行う子どもとの交流など、世代間交流の活動に取り組みます。 (地域福祉課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課)</p>
介護者への支援	<p>○介護による負担を軽減できるように、必要なサービスの利用につなげます。 (相談支援課、障害福祉課、長寿介護課)</p> <p>○地域住民も含めた、声かけ・見守りを行います。 (地域福祉課)</p>

※ コミュニティデイハウス：

住民が運営主体となり、高齢者の居場所づくりや自立生活の支援、介護予防などを行う施設。

※ いきいき交流広場：

老人クラブ等が運営主体となり、60歳以上を対象に、趣味活動や介護予防講座などを実施している地域における身近な居場所。

※ 高齢者活動支援センター：

60歳以上の個人又は団体を対象とし、社会参加や社会貢献に意欲ある高齢者の支援及び趣味などを通じての仲間づくりが行える憩いの施設。

※ 多世代交流センター：

地域の交流、活動の場として高齢者及び子ども世代が利用できる施設。

取 組	内 容
支援者の気づき力を高める	<p>○認知症サポーター[※]養成講座等によって、うつや認知症に関する知識を深めます。 （相談支援課）</p> <p>○関係機関の職員や家族等がゲートキーパーとして適切な関わりや役割が担えるように支援します。 （保健医療課、長寿介護課）</p>
相談体制の充実	<p>○高齢者の複雑、多様化する相談に対して、地域包括支援センター[※]等、身近な場所における相談体制を充実し、必要に応じて医療機関や専門機関へつなげます。 （市民生活相談課、地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、保健医療課、長寿介護課）</p>
関係機関との連携	<p>○うつや認知症などの高齢者を早期発見・早期対応できるように、認知症サポーターや認知症初期集中支援チーム[※]等関係機関等と連携し取り組みます。 （相談支援課）</p> <p>○地域での見守りが必要な高齢者やその家族に対して、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関と課題を共有し、包括的・継続的な支援を行います。 （地域福祉課、相談支援課）</p> <p>○高齢者虐待については、警察や保健所など関係機関と連携し、虐待の解消及び深刻化を防止するための支援を行います。 （相談支援課、大阪府）</p>

※ 認知症サポーター：

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や介護者等に対してできる範囲で手助けをする「応援者」。

※ 地域包括支援センター：

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。

※ 認知症初期集中支援チーム：

認知症の早期発見・早期対応のために、保健師や社会福祉士等が訪問を行い、認知症の人（疑いのある人）とその家族の支援を行うチーム。

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動

自殺リスクの高い、生きづらさや課題を抱える生活困窮者に対して、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。

取組	内容
<p>生きることの包括的支援</p>	<p>○生活困窮者自立相談支援機関[※]（くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』）等において、生活困窮者を早期に発見し、支援につなげます。 （相談支援課）</p> <p>○生活保護制度をはじめ生活困窮者への様々な支援事業を通じて、安定した生活を営むことができるように支援します。 （生活福祉課）</p> <p>○生活に複雑な課題を抱える人に対して、課題解決や自立に向けて対処できるように、個々の状況に応じた柔軟な支援を行います。 （相談支援課、生活福祉課）</p> <p>○生活困窮者の子どもに対して、学習・生活支援事業等を実施し、子どもが夢と希望をもち社会で生きていく力を育みます。 （相談支援課、こども政策課）</p>
<p>就労支援</p>	<p>○就労に課題を抱える生活困窮者等に対して、民間事業者の取組である就労訓練や庁内での職場実習、スマイルオフィス[※]等、就労への意欲を高め、就労につながるように支援します。 （相談支援課、障害福祉課）</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p>○生活で困ったときに相談できる、生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ茨木』）、いのち・愛・ゆめセンター、消費生活センターなど市の相談機関を活用するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）[※]、社会福祉協議会など各支援機関との連携により、相談体制の充実を図ります。 （市民生活相談課、人権・男女共生課、相談支援課）</p> <p>○生活困窮者が多様な問題を複合的に抱えていることを理解し、対象者の特性に応じた柔軟な支援に努めます。 （相談支援課、生活福祉課）</p>

[※] 生活困窮者自立相談支援機関：

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを目指し、包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等も支援する機関。

[※] スマイルオフィス：

市が障害者や生活困窮者等を直接短期間雇用し、就労支援を行い、一般就労につなげる取組。

[※] 公共職業安定所（ハローワーク）：

求人募集や求職の相談支援など雇用に関する総合的な行政サービスを行う公的機関。

取 組	内 容
関係機関との連携	<p>○生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するために、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育などの相談窓口等、関係課と連携し、全庁的に取組を推進します。</p> <p>(関係各課)</p> <p>○フードバンク※などの民間の生活困窮者支援の関係団体や、電気・ガス・水道などのライフライン事業者との連携を図り、効果的な事業の実施を検討します。</p> <p>(相談支援課)</p>

※ フードバンク：

食品企業の製造工程で発生する規格外品や、家庭で不要になった食品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動。

(4) 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

子ども・若者に対する自殺対策は、将来の自殺リスクを低減させることにもつながります。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す上で、きわめて重要となるため、学校における教育の充実や、気軽に相談できる体制を整備します。

取組	内容
SOSの出し方に関する教育の実施	<p>○困っていることを友達や身近な大人に伝えることができるように、SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。</p> <p>(学校教育推進課)</p> <p>○親や身近な大人がSOSを受け止められるように、学校や教育センター、子ども家庭センター*など地域の関係機関が連携して、保護者等への支援や相談体制の強化を図ります。</p> <p>(子育て支援課、社会教育振興課、教育センター)</p>
子ども・若者の居場所づくり	<p>○放課後子ども教室*等、子どもが安心できる環境を整えます。</p> <p>(こども政策課、保育幼稚園総務課、社会教育振興課、学童保育課、教育センター)</p> <p>○こども食堂*等、地域における居場所づくりを継続運営・拡充できるように支援します。</p> <p>(こども政策課、子育て支援課)</p> <p>○子ども・若者に対して、ユースプラザなどにおいて、居場所づくりや社会経験の場を提供します。</p> <p>(こども政策課)</p>
児童・生徒等のごころのケアの充実	<p>○児童・生徒や若者とその保護者が気軽に相談できるように、支援者の理解の促進と支援体制の強化を図ります。</p> <p>(相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター)</p>

* 子ども家庭センター：
18歳未満の子どもに関わる様々な相談を受け、支援（助言・指導・里親委託・養子縁組・施設入所など）を行う機関。

* 放課後等子ども教室：
放課後や週末等に小学校の教室等を活用した、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）。

* こども食堂：
地域で子どもに家庭的な雰囲気のある食事、学習、交流の場を安価で提供する取組。

取 組	内 容
児童・生徒等のこころのケアの充実	<p>○いじめを発見した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー[※]等の専門職を活用するとともに、教育委員会・警察・子ども家庭センター等と連携し、適切な措置・対策を講じます。 （学校教育推進課）</p> <p>○不登校については、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。 （学校教育推進課、教育センター）</p> <p>○災害時等においても、日常の相談事業を活用し、児童・生徒等のこころの安定を図るために、サポート体制を充実します。 （相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター）</p>
大学との連携	<p>○市内大学との連携を図り、学生に対してこころの健康づくりに関する取組を行います。 （保健医療課）</p> <p>○学生が気軽に相談できるように、相談機関の周知に努めます。 （保健医療課）</p> <p>○大学職員に対して、ゲートキーパー養成講座等を実施します。 （保健医療課）</p> <p>○自殺対策ネットワーク連絡会において、大学生に対する効果的な支援方法を検討します。 （保健医療課）</p>
関係機関との連携	<p>○不登校やひきこもりなど生きづらさを抱える子ども・若者、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育センター、子ども・若者自立支援センター[※]、子ども家庭センター、医療機関等、関係機関との連携を通じて、継続的な支援を行います。 （相談支援課、保健医療課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課、学務課、社会教育振興課、学校教育推進課、教育センター）</p>

※ スクールソーシャルワーカー：

不登校や家庭における保護者や子どもが抱える問題に対して、専門的な視点に立ち活動するよう学校に配置される専門職。

※ 子ども・若者自立支援センター：

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談支援を行う専門機関。

5 目標値

国は、「自殺総合対策大綱」に掲げる当面の目標として「2026年までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少」としているため、本計画では以下のとおり目標を定めます。

（単位：人）

	平成27年 （2015年） ＜現状値＞	2023年 ＜目標値＞	2026年 ＜目標値＞	目標の考え方
自殺 死亡率	13.3	10.3 ^{*1}	9.4 ^{*2}	国の「自殺総合対策大綱」 の目標から算出

*1 総人口を280,472人で算出（2020年茨木市人口ビジョン）

*2 総人口を278,086人で算出（2025年茨木市人口ビジョン）

6 生きる支援に関連する施策

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として、全庁的に取り組む必要があります。計画の策定に向け、庁内各課が取り組んでいる事業について、自殺対策とは直接関連性のないと思われる事業についても、生きることの支援につながる可能性があるという視点で、「生きる支援に関連する事業」の調査を実施し、庁内各課において、意識の共有を図りました。

今後は、関連分野の施策が連携を深め取り組むことが重要であるため、各課がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識をもち、取組を推進します。

なお、「生きる支援に関連する施策」は、33 ページに掲載しています。

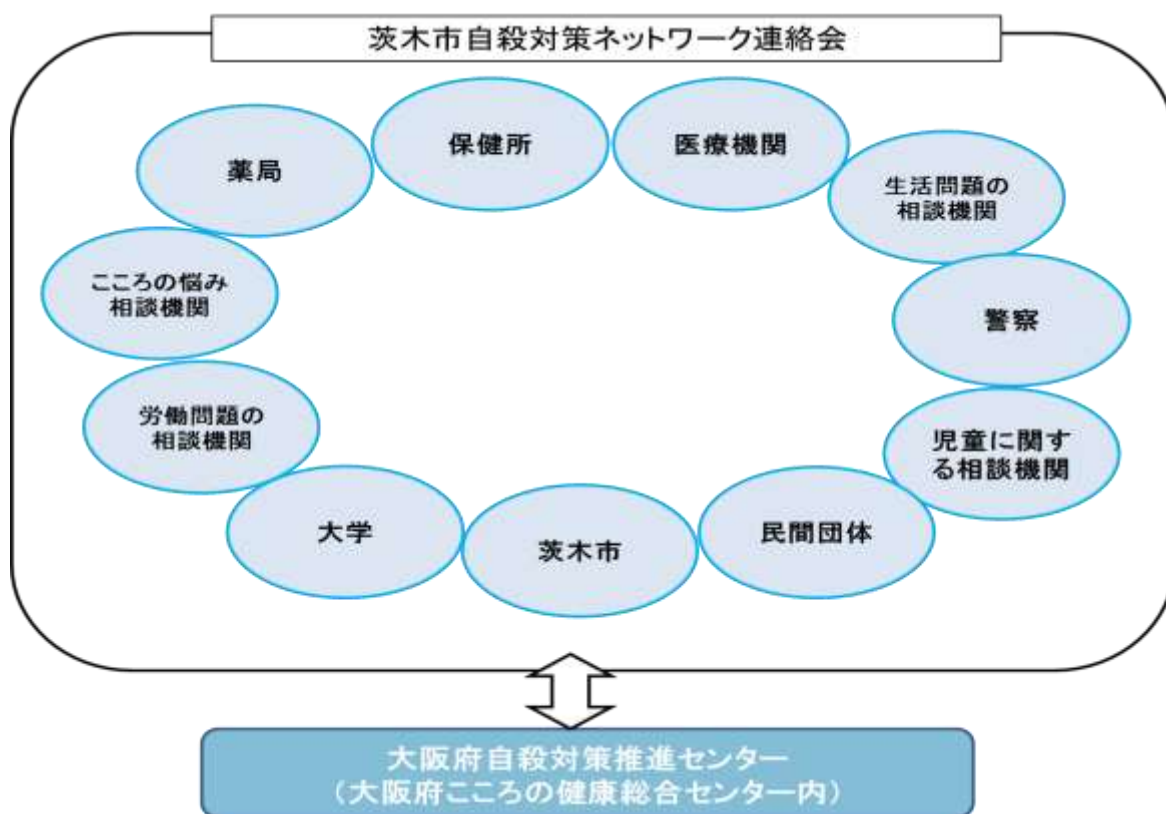
第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制

(1) 茨木市自殺対策ネットワーク連絡会（平成30年度）

市内の様々な関係機関等と連携を図り、自殺対策に取り組みます。

図16 自殺対策ネットワークイメージ図



参加機関名

茨木市医師会	藍野大学短期大学部
茨木市歯科医師会	追手門学院大学
茨木市薬剤師会	梅花女子大学
茨木市民生委員児童委員協議会	立命館大学
茨木市人権擁護委員会	大阪府茨木保健所
今を生きる会茨木	大阪府茨木警察署
茨木市社会福祉協議会	茨木市(自殺対策推進会議)
茨木公共職業安定所	

(2) 茨木市自殺対策推進会議（平成30年度）

会長	健康福祉部理事
副会長	保健医療課長

総務部	人事課
市民文化部	市民生活相談課、人権・男女共生課
健康福祉部	地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、障害福祉課、保健医療課、長寿介護課
こども育成部	こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課
産業環境部	商工労政課
教育総務部	社会教育振興課
学校教育部	学校教育推進課、教育センター
消防本部	救急救助課

2 進行管理

本計画については、自殺対策推進会議や自殺対策ネットワーク連絡会で進行状況等を報告して意見、提案を聞き、それらを反映させながら、実施計画や行政評価において、「PDCAサイクル」に基づく進行管理を行います。

＜資料編＞ 自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類しています。

1 生きる支援に関連する施策一覧

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 基本:(2)

任免・人事配置事務	各種採用試験	再任用職員採用	採用計画及び新制度策定		人事課
-----------	--------	---------	-------------	--	-----

2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 基本:(3)

市庁舎への懸垂幕の掲示					人権・男女共生課
こころの健康に関する出前講座事業	自殺対策事業				保健医療課

- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 基本:(3)

広報誌発行事業	声の広報・点字広報発行事業				まち魅力発信課
出前講座事業	啓発冊子等作成事業	民間事業者等と連携した啓発事業	啓発 DVD・パネル貸出事業	各種媒体への啓発記事掲載事業	市民生活相談課
出前講座事業					文化振興課
人権啓発事業	人権週間街頭キャンペーン				人権・男女共生課
こころの健康に関する啓発活動					保健医療課

- うつ病等についての普及啓発の推進 基本:(3)(4)

広報誌発行事業	声の広報・点字広報発行事業				まち魅力発信課
大学等連携講座事業					文化振興課
健康手帳の交付	こころの健康に関する出前講座事業	こころの健康に関する啓発活動			保健医療課

3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

□ 教職員に対する普及啓発

基本:(2)

重点:(3)(4)

スクールソーシャルワーカー事業アドバイザー報酬奨金	スクールソーシャルワーカーアドバイザー				学校教育推進課
管理職研修事業	初任者研修事業	10年経験者研修事業	特別支援教育研究協力校事業	特別支援教育巡回相談事業	教育センター
課題別研修事業					

□ ゲートキーパーの養成

基本:(2)

養成講座の実施					保健医療課
---------	--	--	--	--	-------

□ 家族や知人等を含めた支援者への支援

基本:(2)(4)

重点:(1)(4)

地域生活支援事業(移動支援)	地域生活支援事業(日帰りショートステイ)	地域生活支援事業(地域活動支援センターII型)	手話通訳士設置事業	入院時コミュニケーション支援事業	障害福祉課
地域生活支援事業(日常生活用具)					
電話相談	総合健康相談	栄養相談			保健医療課
子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業				こども政策課
心理判定員配置事業					保育幼稚園総務課
親学習支援講座事業	家庭教育学級事業	指導者研修事業			社会教育振興課
ふれあいルームパンフレット作成事業					教育センター

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

□ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

重点:(3)

メンタルヘルス相談事業	ストレスチェック事業				人事課
労働安全衛生事業					教育政策課

教職員健康診断事業	ストレスチェック事業				教職員課
-----------	------------	--	--	--	------

- 地域における心の健康づくり推進体制の整備 基本:(1)(3)
重点:(1)(4)

大学等連携講座事業	出前講座事業				文化振興課
単身高齢者地域見守り事業					地域福祉課
緊急一時保護事業	虐待防止ネットワーク事業				相談支援課
自殺対策推進会議等の運営					保健医療課
市立幼稚園子育て支援事業	市立保育所地域開放事業				保育幼稚園総務課

- 学校における心の健康づくり推進体制の整備 重点:(4)

認定こども園職員管理事業	幼稚園通訳者派遣事業	保育所各種行事実施事業			保育幼稚園総務課
小学校支援(賃金)	中学校支援(賃金)	スクールカウンセラー報酬	スクールカウンセラースーパーバイザー報酬	小中6年間スポーツテスト実施事業委託	学校教育推進課
体力向上プロジェクト					

- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 重点:(1)(2)

東日本大震災等支援事業					危機管理課
健康相談					保健医療課
行政財産の目的外使用料徴収事務事業					建築課

5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 基本:(1)(2)(4)
重点:(1)(2)(4)

任免・人事配置事務	各種採用試験	再任用職員採用	採用計画及び新制度策定		人事課
-----------	--------	---------	-------------	--	-----

自立支援医療事業					障害福祉課
こころの相談室	総合健康相談	職員研修			保健医療課
認知症初期集中支援推進事業					相談支援課
生活保護事業	中国残留邦人等支援事業	面接相談事業	健康管理支援事業	中国残留邦人等支援・相談事業	生活福祉課
子ども・若者自立サポート事業					こども政策課
幼稚園衛生管理事業	園児検診事業	保育所児童の健康管理事業			保育幼稚園総務課
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー事業アドバイザー報酬奨励金	スクールソーシャルワーカーアドバイザー			学校教育推進課

- うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症 基本:(4)
等のハイリスク者対策 重点:(2)

生活保護事業	中国残留邦人等支援事業	面接相談事業	健康管理支援事業	中国残留邦人等支援・相談事業	生活福祉課
自立支援医療事業					障害福祉課

6 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ICT(インターネットやSNS等)の活用 基本:(3)

市ホームページ管理運営事業	SNS管理運営事業				まち魅力発信課
---------------	-----------	--	--	--	---------

- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 基本:(4)
重点:(1)(2)(3)(4)

大学等連携講座事業					文化振興課
人権啓発事業	いのち・愛・ゆめセンター総合相談事業	DV防止及び被害者支援事業			人権・男女共生課
成年後見審判申立事務事業	成年後見制度利用支援事業				地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	住居確保給付金	生活困窮者家計相談支援事業	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者一時生活支援事業	相談支援課

スマイルオフィス事業	学習・生活支援事業	生活困窮者自立相談支援員(学習・生活支援担当)	法律相談事業	庁内職場実習事業	相談支援課
生活保護事業	中国残留邦人等支援事業	面接相談事業	健康管理支援事業	中国残留邦人等支援・相談事業	生活福祉課
年金受給支援事業	就労支援事業				
地域生活支援事業(日常生活用具)					障害福祉課
老人医療事業	国民健康保険料賦課事業	国民健康保険収納事務事業	保険給付事業	後期高齢者医療保険料徴収事務事業	保険年金課
後期高齢者医療保険料賦課事務事業	後期高齢者医療資格管理事務事業	後期高齢者医療給付事務事業			
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務	学習・生活支援事業	ひとり親自立支援給付金事業	ひとり親家庭医療費助成事業	子ども・若者自立サポート事業	こども政策課
母子生活支援施設措置委託事業	児童扶養手当支給事業	母子・父子自立支援員による相談事業	ユースプラザ事業		
あけぼの学園通所支援事業	あけぼの学園地域支援事業	障害児通所給付事業	障害児通所支援補助事業	障害児相談支援事業	子育て支援課
おやこのひろば事業	あけぼの学園地域支援市民講座等事業	卒児交流会事業	電話、面接相談事業	児童虐待防止事業	
児童発達支援事業所運営事業	児童発達支援事業所開設事業	児童発達支援(すくすく教室)運営事業	親子ひろば事業	スーパーバイザー研修	
親支援プログラム	虐待相談・窓口周知事業				
起業セミナー	就職サポート事業				商工労政課
識字・日本語教室事業	日本語読み書き学級実施事業				社会教育振興課
ケース検討会議					学校教育推進課
電話相談事業	特別教育相談事業	面接相談事業(不登校相談含む)	発達相談事業	適応指導教室活動	教育センター
やってみようキャンプ事業	不登校支援員派遣事業	不登校所内研修会事業	ふれあいルームパンフレット作成事業		

□ 妊産婦への支援の充実

基本:(4)

重点:(4)

離乳食講習会	妊婦・乳児健康診査	訪問指導	両親教室	母子健康手帳交付事業(妊婦面談)	保健医療課
定期予防接種事業(A類)	BCG 集団接種事業				
助産施設措置委託事業	未熟児養育医療事業				こども政策課
地域子育て支援拠点補助事業	すこやかセンター運営委託事業	地域子育て支援拠点(私立センター型)			子育て支援課
認定こども園給食実施事業	在宅支援事業				保育幼稚園総務課

□ 相談の多様な手段の確保、アウトリーチ※の強化

基本:(3)(4)

重点:(1)(2)(3)(4)

消費生活相談事業	専門相談事業	職員による相談事業			市民生活相談課
茨木市国際親善都市協会事業					文化振興課
いのち・愛・ゆめセンター 地域交流促進・相談機能強化事業	いのち・愛・ゆめセンター総合相談事業	人権週間街頭キャンペーン	DV防止及び被害者支援事業		人権・男女共生課
福祉まるごと相談会事業	認知症初期集中支援推進事業	生活困窮者自立相談支援事業	住居確保給付金	生活困窮者家計相談支援事業	相談支援課
生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者一時生活支援事業	法律相談事業	基幹相談支援センター運営事業	緊急一時保護事業	
虐待防止ネットワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	委託相談相談支援事業所事業	地域包括支援センター運営協議会運営事業	包括的支援事業	
学習・生活支援事業					
手話通訳士設置事業					障害福祉課
健康相談	訪問指導	幼児食講習会	出前型食育講座	健康づくりに関する啓発・展示	保健医療課

※ アウトリーチ：

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援に繋がるように積極的に働きかける取組。

4か月児健康診査	1歳8か月児健康診査	3歳6か月児健康診査	経過観察健康診査	歯科疾患予防事業	保健医療課
特定保健指導の実施	健診結果説明会	離乳食講習会	子どもクッキング	妊婦・乳児健康診査	
訪問指導	両親教室	母子健康手帳交付事業(妊婦面談)	定期予防接種事業(A類)	BCG 集団接種事業	
高齢者食の自立支援サービス事業	シルバーハウジング生活援助員派遣事業				長寿介護課
母子・父子自立支援員による相談事業	子ども・若者自立サポート事業	学習・生活支援事業	ユースプラザ事業		こども政策課
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	子育て総合案内事業	あかちゃんあそび	地域子育て支援拠点補助事業	子育て支援課
すこやかセンター運営委託事業	地域子育て支援拠点(私立センター型)委託事業				
経営相談・指導事業	就職サポート事業				商工労政課
スマイル収集事業					環境事業課
スクールソーシャルワーカー事業アドバイザー報酬金	スクールソーシャルワーカーアドバイザー	スクールソーシャルワーカー報酬	スクールソーシャルワーカー		学校教育推進課
生活保護事業	中国残留邦人等支援事業	面接相談事業	健康管理支援事業	中国残留邦人等支援・相談事業	生活福祉課

- 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
 基本:(1)(4)
 重点:(1)(2)(3)(4)

ごみ屋敷対応事業					市民生活相談課
人権週間街頭キャンペーン	いのち・愛・ゆめセンター 地域交流促進・相談機能強化事業	いのち・愛・ゆめセンター総合相談事業	DV防止及び被害者支援事業		人権・男女共生課
生活支援体制整備事業					地域福祉課
基幹相談支援センター運営事業	福祉まるごと相談会事業	認知症地域支援・ケア向上事業	生活困窮者自立相談支援事業	住居確保給付金	相談支援課
生活困窮者家計相談支援事業	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者一時生活支援事業	法律相談事業	緊急一時保護事業	
虐待防止ネットワーク事業	認知症初期集中支援推進事業				

食育推進会議等の運営	健康手帳の交付	健康相談	自殺対策推進会議等の運営	健康づくりに関する啓発・展示	保健医療課
老人医療事業	国民健康保険料賦課事業	国民健康保険収納事務事業	保険給付事業	後期高齢者医療保険料徴収事務事業	保険年金課
後期高齢者医療保険料賦課事務事業	後期高齢者医療資格管理事務事業	後期高齢者医療給付事務事業			
手話通訳士設置事業					障害福祉課
子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業	母子・父子自立支援員による相談事業			こども政策課
子育て支援ネットワーク事業					子育て支援課
認定こども園給食実施事業	在宅支援事業	心理判定員配置事業			保育幼稚園総務課
就職サポート事業					商工労政課
ケース検討会議					学校教育推進課
不登校所内研修会事業					教育センター

□ 自殺対策に資する居場所づくりの推進

重点:(1)(2)(4)

高齢者活動支援センター運営事業	多世代交流センター運営事業	いきいき交流広場活動支援事業	ゲートボール練習広場管理事業	老人クラブ助成事業	地域福祉課
高齢者はつらつバス供与事業	シルバーワーカープラザ運営事業				
学習・生活支援事業					相談支援課
地域生活支援事業 (地域活動支援センターⅢ型) (委託料)	地域活動支援センターⅢ型事業 (委託料)	訪問入浴サービス事業			障害福祉課
ユースプラザ事業	学習・生活支援事業				こども政策課
住宅使用料徴収事務事業	駐車場使用料徴収事務事業	住宅証明手数料徴収事務事業	住宅共益費徴収事務事業	市営住宅管理運営事業	建築課
市営住宅修繕事業	市営住宅管理手数料事業	施設維持管理等委託事業	行政財産の目的外使用料徴収事務事業		

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 基本:(1)(4)

自立支援医療事業					障害福祉課
----------	--	--	--	--	-------

- 居場所づくりとの連動による支援 基本:(4)
重点:(1)(2)(4)

認知症地域支援・ケア向上事業					相談支援課
街かどデイハウス支援事業	コミュニティデイハウス支援事業	街かどデイハウス介護予防事業	コミュニティデイハウス介護予防事業		長寿介護課
ユースプラザ事業					こども政策課
地域子育て支援拠点補助事業	すこやかセンター運営委託事業	地域子育て支援拠点(私立センター型)委託事業			子育て支援課
住宅使用料徴収事務事業	駐車場使用料徴収事務事業	住宅証明手数料徴収事務事業	住宅共益費徴収事務事業	市営住宅管理運営事業	建築課
市営住宅修繕事業	市営住宅管理手数料事業	施設維持管理等委託事業	行政財産の目的外使用料徴収事務事業		

- 家族等の身近な支援者に対する支援 基本:(4)
重点:(1)(2)(4)

認知症地域支援・ケア向上事業	包括的支援事業				相談支援課
高齢者紙おむつ等支給事業	徘徊高齢者位置情報検索システム専用端末機利用料助成事業				長寿介護課
子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業				こども政策課
子育て短期支援事業	産前・産後ホームヘルパー派遣事業	子育て情報発信事業	ファミリーサポートセンター運営事業		子育て支援課
住宅使用料徴収事務事業	駐車場使用料徴収事務事業	住宅証明手数料徴収事務事業	住宅共益費徴収事務事業	市営住宅管理運営事業	建築課
市営住宅修繕事業	市営住宅管理手数料事業	施設維持管理等委託事業			
親学習支援講座事業	家庭教育学級事業	指導者研修事業			社会教育振興課
電話相談事業	特別教育相談事業	面接相談事業(不登校相談含む)	発達相談事業		教育センター

8 遺された人への支援を充実する

- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 基本:(3)(4)

広報誌発行事業	声の広報・点字広報発行事業				まち魅力発信課
こころの健康に関する啓発活動	こころの相談室				保健医療課

9 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援 基本:(2)

市民活動センター事業					市民協働推進課
消費者団体事業補助事業					市民生活相談課
保護観察対象者就労支援事業					地域福祉課

- 地域における連携体制の確立 基本:(1)
重点:(1)(2)(4)

市民活動事業					市民協働推進課
いのち・愛・ゆめセンター 一地域交流促進・相談機能強化事業					人権・男女共生課
社会を明るくする運動推進事業					地域福祉課
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	委託相談相談支援事業所事業	地域包括支援センター運営協議会運営事業	包括的支援事業		相談支援課
高齢者食の自立支援サービス事業	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	街かどデイハウス支援事業	コミュニティデイハウス支援事業	街かどデイハウス介護予防事業	長寿介護課
コミュニティデイハウス介護予防事業					
自殺対策推進会議等の運営					保健医療課
ユースプラザ事業					こども政策課

市立幼稚園 子育て支援 事業	市立保育所 地域開放事 業				保育幼稚園総務課
指導者研修 事業	青年による 人権啓発事 業	識字・日本 語教室事業	青少年指導員 委嘱事業	青少年健全 育成啓発事 業	社会教育振興課

□ 民間団体の相談事業に対する支援

基本:(2)(4)

重点:(1)

市民活動セ ンター事業					市民協働推進課
消費者団体 事業補助事 業					市民生活相談課
保護司会事 業補助金交 付事業	民生委員協議 会事業補助金 交付事業				地域福祉課
コミュニティソー シャルワーカー配置 事業	委託相談相 談支援事業 所事業	地域包括支援セン ター運営協議会運 営事業	包括的支援事 業		相談支援課
人権擁護委員 会事業補助金 交付事業	人権センター 事業補助金交 付事業				人権・男女共生課

□ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

公園緑地等 維持管理事 務事業					公園緑地課
-----------------------	--	--	--	--	-------

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

□ いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

重点:(4)

スクールカウ ンセラー報酬	スクールカウンセラー スーパーバイザー報 償金	いじめ対策 指導員報酬			学校教育推進課
------------------	-------------------------------	----------------	--	--	---------

□ 学生・生徒への支援充実

重点:(4)

学習・生活支 援事業	学習・生活支 援員				相談支援課
学習・生活支 援事業	学習・生活支 援員				こども政策課
放課後子ど も教室事業	キャンプカウ ンセラー養成 事業	主催キャン プ運営事業			社会教育振興課
生徒サポー ター	中学校生徒 指導支援教 員	スクールソー シャルワーカー 報酬	スクールソー シャルワーカー		学校教育推進課

特別支援教育研究協力校事業	特別支援教育巡回相談事業				教育センター
---------------	--------------	--	--	--	--------

□ SOSの出し方に関する教育の推進 重点:(4)

スクールカウンセラー報酬	生徒サポーター	中学校生徒指導支援教員	いじめ対策指導員報酬	スクールカウンセラー・スーパーバイザー報酬金	学校教育推進課
--------------	---------	-------------	------------	------------------------	---------

□ 子どもへの支援の充実 基本:(4)
重点:(4)

こどもクッキング	4か月児健康診査	1歳8か月児健康診査	3歳6か月児健康診査	経過観察健康診査	保健医療課
歯科疾患予防事業	妊婦・乳児健康診査	訪問指導	定期予防接種事業(A類)	BCG 集団接種事業	
こども医療費助成事業	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当支給事業	学習・生活支援員	こども政策課
児童手当等支給事業	未熟児養育医療事業	子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業		
ふれあいまなび事業					子育て支援課
認定こども園職員管理事業	認定こども園給食実施事業	在宅支援事業	心理判定員配置事業	幼稚園通訳者派遣事業	保育幼稚園総務課
幼稚園衛生管理事業	園児検診事業	保育所児童の健康管理事業	保育所各種行事実施事業		
みなし寡婦(夫)減免事業	施設型給付費支給事業	地域型保育給付費支給事業	支給認定事業	小規模保育事業施設整備事業	保育幼稚園事業課
特別保育拡充事業	幼稚園等一時預かり(預かり保育)事業	私立保育所等運営補助事業	茨木市小規模保育事業及び事業所内保育事業	私立幼稚園就園奨励費補助事業	
私立幼稚園等在籍園児保護者補助事業	園児検診事業				
就学援助事務	支援学級等就学奨励費事務	奨学金事務	小学校給食運営事業	中学校給食運営事業	学務課
医療扶助事業	学校健診事業	就学事務			
放課後子ども教室事業	青少年問題協議会運営事業	青少年指導員委嘱事業	青少年健全育成啓発事業	青少年健全育育成補助事業	社会教育振興課
こども会キャンプ運営事業	主催キャンプ運営事業	こども会事業	青少年センター一講座等事業		

生徒サポーター	中学校生徒指導支援教員	ケース検討会議	いじめ対策指導員報酬	小中6年間スポーツテスト実施事業委託	学校教育推進課
体力向上プロジェクト					
面接相談事業(不登校相談含む)	発達相談事業	適応指導教室活動			教育センター
やってみようキャンプ事業	不登校支援員派遣事業	ふれあいルームパンフレット作成事業	課題別研修事業	管理職研修事業	
初任者研修事業	10年経験者研修事業				

□ 若者への支援の充実

基本:(4)

重点:(3)(4)

大学奨学金利子補給事業	子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業			こども政策課
起業セミナー	就職サポート事業				商工労政課
青少年問題協議会運営事業	青少年指導員委嘱事業	青少年健全育成啓発事業	青少年健全育成補助事業	キャンプカウンセラー養成事業	社会教育振興課
青少年センター講座等事業					

□ 若者の特性に応じた支援の充実

基本:(4)

重点:(4)

子ども・若者自立サポート事業	ユースプラザ事業				こども政策課
----------------	----------	--	--	--	--------

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

□ 長時間労働の是正

重点:(3)

雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発事業	働きやすい環境づくり推進事業				商工労政課
教職員勤務管理事業					教職員課
過重労働対策事業					人事課

□ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

重点:(3)

雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発事業	働きやすい環境づくり推進事業				商工労政課
教職員健康診断事業	ストレスチェック事業				教職員課
メンタルヘルス相談事業	過重労働等産業医面談事業	ストレスチェック事業			人事課

□ ハラスメント防止対策

重点:(3)

雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発事業	働きやすい環境づくり推進事業				商工労政課
ハラスメント相談窓口の設置					人事課

2 計画策定の経過

(1) 茨木市自殺対策ネットワーク連絡会

日程	内容
平成 30 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各機関の取組状況報告について ○茨木市自殺対策推進会議の設置について ○「(仮)茨木市自殺対策計画」について
平成 30 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○茨木市自殺対策ネットワーク連絡会会則変更について ○各機関の紹介及び取組状況について ○自殺対策に関する国等の動向について ○「(仮)茨木市いのち支える自殺対策計画」骨子案について ○事業の棚卸しについて
平成 30 年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮)茨木市いのち支える自殺対策計画」素案について ○各機関の自殺に関する研修等の実施状況について

(2) 茨木市自殺対策推進会議

日程	内容
平成 30 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○茨木市自殺対策推進会議設置要綱について ○自殺対策に関する国等の動向について ○「(仮)茨木市自殺対策計画」の策定について ○策定スケジュールについて
平成 31 年 3 月 22 日	○「茨木市いのち支える自殺対策計画」案について

(3) 茨木市健康医療推進分科会

日程	内容
平成 30 年 8 月 31 日	○平成 29 年度自殺対策事業実施報告
平成 30 年 12 月 21 日	○「(仮)茨木市いのち支える自殺対策計画」素案について
平成 31 年 3 月 25 日	○「茨木市いのち支える自殺対策計画」案について

(4) パブリックコメント（意見公募）実施

公募期間	平成 31 年 1 月 25 日から 2 月 14 日まで(21 日間)
意見件数	提出人数 6 人 意見件数 延べ 45 件

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です

わたくしたちの 茨木市は

京阪神を結ぶ要路にあつて

めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ

発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは

このまちの市民であることに誇りと責任をもち

みんなのしあわせをねがって

より住みよい郷土をつくるために

この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月 3 日制定

茨木市いのち支える自殺対策計画

発行日：平成31年（2019年）3月

発行：茨木市

編集：茨木市 健康福祉部 保健医療課

〒567-0031 茨木市春日三丁目13番5号

TEL 072-625-6685 FAX 072-625-6979

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>